

4月1日から

水道料金等を改定します

現在の水道料金は、平成16年10月の新町合併時に統一制定し、その後、平成19年度において水道使用料の改定を行いました。今なお経営状況は厳しい状況です。

特別会計は独立採算制が原則ですが、平成20年度の収支状況は5億5千万円の赤字となっており、一般会計からの繰入により収支を保っている状況です。

水道利用者が町民の約9割におよぶ現状から改定幅は最小限に止め、次のとおり水道料金等について改定しますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いします。

■平成22年4月1日以降の使用分から「水道料金等」が、次のように改定されます。

①基本料金の改定 2,100円 ⇒ 2,200円

②超過料金の改定 240円 ⇒ 250円

用途	改定前 (H22年3月31日まで)		
	基本料金 (2か月につき)		超過料金 (超過水量1立方メートルにつき)
	基本水量	基本料金	
一般用	12立方メートル	2,100円	240円
船舶・臨時用	1立方メートルにつき 472円		
消火用	無料		



用途	改定後 (H22年4月1日から)		
	基本料金 (2か月につき)		超過料金 (超過水量1立方メートルにつき)
	基本水量	基本料金	
一般用	12立方メートル	2,200円	250円
船舶・臨時用	1立方メートルにつき 472円		
消火用	無料		

③開閉栓手数料の改定 1,800円/1件 ⇒ 2,000円/1件

④加入金の改定

メーターの口径	改定前 (H22年3月31日まで)
	加入金の額
13 mm	21,000円
20 mm	47,000円
25 mm	73,000円
30 mm	137,000円
40 mm	237,000円
50 mm	450,000円
75 mm	867,000円
100 mm以上	町長が定める額



メーターの口径	改定後 (H22年4月1日から)
	加入金の額
13 mm	31,500円
20 mm	52,500円
25 mm	105,000円
30 mm	157,500円
40 mm	262,500円
50 mm	525,000円
75 mm	1,050,000円
100 mm	1,575,000円
上記以外	町長が定める額

※詳細については、3月に利用者の方へチラシにて配布させていただきます。

“安全・安心な水、あなたの料金が支える簡易水道”

■問い合わせ 上下水道課 ☎0820(79)1011